平成２２年（フ）第３８８号
熊本県八代市郡築十番町92番地９
破産者　村上　秀喜
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３９９号
熊本市近見６丁目12番25号
破産者　池田　　實
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４００号
熊本市近見６丁目12番25号
破産者　池田小夜子
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２５号
大分県玖珠郡玖珠町大字森1768番地
破産者　魚返美智子
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第５７１号
宮崎県児湯郡川南町大字川南23148番地16
破産者　坂本千都子
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５３号
茨城県土浦市富士崎１丁目４番６―203号　キャッスル土浦
破産者　日向寺　訓
１　決定年月日　平成22年11月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第４７号
さいたま市見沼区大字蓮沼936番地19、破産手続開始決定時の住所大阪市中央区東平２―４―１　ウエルメス上本町501
破産者　佐藤　達雄
１　決定年月日　平成22年11月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７６号
埼玉県川口市芝塚原１丁目４番20―204号　メゾン須賀、破産手続開始決定時の住所埼玉県志木市幸町３丁目４番４―634号　シーズウィッシュ志木
破産者　藤本　健治
１　決定年月日　平成22年11月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
岩手県一関市赤荻字亀田228番地１　パディコート102
破産者　小野寺惠美子
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第７６号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前23番地３
破産者　新沼　英男
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第７７号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前23番地３
破産者　新沼タイ子
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４３号
名古屋市中区富士見町５番24号　ラウムズ富士見町801号
破産者　肥田　弘三
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４３号
愛知県春日井市神屋町2298番地73
破産者　寺浦　敏雄
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１１６号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番４―805号
破産者　横山　英技
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２９７号
大阪府八尾市太子堂４丁目５番５―203号
破産者　横山　登成
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５７２号
大阪市大正区平尾５丁目５番13号
破産者　河野　精佑
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５８７号
大阪市東淀川区北江口１丁目４番５―411号、開始決定時の住所大阪市東淀川区南江口１丁目３番53号
破産者　梅本　清美
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１８１号
兵庫県西宮市甲子園口５丁目11―10小西ハイツ南棟101号、住民票上の住所兵庫県西宮市柏堂西町２番27号
破産者　松岡　俊介
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係